

計画作成年度	令和元年度
計画主体	宮津市

宮津市鳥獣被害防止計画



<連絡先>

担当部署名	宮津市産業経済部農林水産課
所在地	京都府宮津市字柳縄手 345 番地の 1
電話番号	0772-45-1626
F A X 番号	0772-22-8480
メールアドレス	nousui@city.miyazu.kyoto.jp

目 次

はじめに	1
1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域	2
2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針	2
(1)被害の現状(平成 31 年度)	2
(2)被害の傾向	2
(3)被害の軽減目標	3
(4)従来講じてきた被害防止対策	3、4
(5)今後の取組方針	5、6
3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項	
(1)対象鳥獣の捕獲体制	7
(2)その他捕獲に関する取組	7
(3)対象鳥獣の捕獲計画	
(ア) 捕獲計画数等の設定の考え方	8、9
(イ) 捕獲計画数等	10
(ウ) 捕獲等の取組内容	10、11
(4)許可権限委譲事項	11
4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲等以外の被害防止施策に関する事項	
(1)侵入防止柵の整備計画	11
(2)その他被害防止に関する取組	12
5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項	
(1)関係機関等の役割	12
(2)緊急時の連絡体制	12
6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項	13
7 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項	13
8 被害防止策の実施体制に関する事項	
(1)被害防止対策協議会	13、14
(2)関係機関	14
(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項	14
(4)その他被害防止施策の実施体制	14
9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項	14

はじめに

宮津市における野生鳥獣被害は、イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマの生息範囲の拡大等による農作物、林業被害、ニホンザルの集団出没による農作物及び生活環境被害に加え、近年では、アナグマ、アライグマ、ヌートリア等小動物の農産物被害や家屋侵入被害、カラスによる果樹や野菜の食害が生じている。

とりわけ、野生鳥獣による農産物の被害は、平成 31 年度で 379 アール、4,428 千円となっており、農業者の営農意欲の低下による遊休農地や荒廃農地の増加をもたらすなど、農業者の高齢化と相まって農業の衰退、さらには集落の崩壊に繋がる深刻な問題となっている。

宮津市では、農家組合等が実施する電気柵等の防除施設及びイノシシ箱わなの購入に対する支援の実施など、集落との連携のもとに被害の未然防止に努めてきた結果、鳥獣被害は減少傾向にあるが、更なる被害減少のため ①生息環境管理、②被害防除、③個体数調整の総合的な対策を、集落と関係機関・団体が一体となって計画的に継続し実施することが必要となっている。

このことから、鳥獣被害の防止に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、農林業被害の軽減及び野生鳥獣の生息環境の維持を図り、もって、農林業の発展と振興に寄与することを目的に宮津市鳥獣被害防止計画を策定する。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ツキノワグマ、アナグマ、アライグマ、ヌートリア、カラス
計画期間	令和2年度～令和4年度
対象地域	宮津市全域

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成31年度）

鳥獣の種類	品目	被害面積 (ha)	被害額 (千円)
イノシシ	水稲、野菜等	2.70	2,626
ニホンジカ	水稲、野菜等	0.76	966
ニホンザル	水稲、野菜等	0	0
ツキノワグマ	野菜、果樹等	0.01	14
アナグマ	野菜等	0	0
アライグマ	野菜、果樹等	0	0
ヌートリア	水稲、野菜等	0.16	155
その他獣類	水稲、野菜等	0.02	0
カラス	野菜、果樹等	0.09	484
その他鳥類	野菜、果樹等	0.05	183

(2) 被害の傾向

イノシシ	1年を通じて市内全域に出没し、水稲、野菜類及び果樹に大きな被害を与えている。また、畦畔や宅地法面を掘り起こすなど、農林作物以外の被害も大きい。
ニホンジカ	生息範囲が年々拡大し、以前には出没情報及び農林業被害がなかった日置地区以北でも出没しており、農林業被害が広域化してきている。
ニホンザル	近年販売用作物の被害は減少しつつあるが、1年を通じて養老地区及び日ヶ谷地区で、日中に群れで出没し、自家消費用の水稲や野菜類を中心に大きな被害を与えているほか、住居等へ侵入するなどの生活環境被害も多発している。
ツキノワグマ	主に夏から秋にかけて市内全域で出没し、果樹等への農業被害が発生している。また、集落内の柿のほか蜂の巣等を狙って出没することから、住民等への生活環境被害が発生している。
アナグマ	1年を通じて宮津市全域での目撃情報、被害情報があり、野菜類に被害を与えているほか軒下に住み着く生活環境被害も発生している。
アライグマ	1年を通じて市街地や集落内での目撃情報があり、農業被害のほか家屋へ侵入する生活環境被害が発生している。
ヌートリア	春先を中心に宮津市全域の海や河川、耕作放棄地での目撃情報があり、当該区域付近の水稲、野菜類を中心に農業被害が発生している。
カラス	1年を通じて宮津市全域で被害情報があり、果樹、野菜類を中心に農業被害が発生している。

(3) 被害の軽減目標

指標	鳥獣の種類	現状値(平成31年度)	目標値(令和4年度)
被害金額	イノシシ	4,428 千円	4,206 千円
	ニホンジカ		
	ニホンザル		
	ツキノワグマ		
	アナグマ		
	アライグマ		
	ヌートリア		
	カラス		

(4) 従来講じてきた被害防止対策

区分	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組 (個体数管理)	<p>ア 捕獲体制 有害鳥獣捕獲業務を(一社)京都府猟友会宮津支部猟友会と委託契約を締結し、捕獲班員 4012 名の捕獲体制により、有害鳥獣捕獲を実施している。(京都府補助事業を活用)</p> <p>イ 捕獲対策 (ア)イノシシ、ニホンジカ 箱わな、くくりわなによる捕獲に加え、鳥獣被害対策実施隊及び近隣市町猟友会との連携による銃器での巻き狩り捕獲を定期的実施している。 また、農家組合等が設置する箱わなに対し支援を行っている。</p> <p>(イ)ニホンザル 農家組合等による花火等による追い払いと併せて、鳥獣被害対策実施隊による、箱わな、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>(ウ) ツキノワグマ 出没状況に応じ、府の許可を得た上で、箱わな(ドラム檻)による捕獲を実施している。</p>	<p>①捕獲業務を受託している猟友会の業務量が増加していること及び捕獲班員の高齢化が進んでいることなどから、当該猟友会の捕獲班員の育成が急務となっている。</p> <p>②捕獲効率の悪い箱わなが見受けられることから、適正な場所の選定を行う必要がある。</p>

	<p>(エ) アナグマ、アライグマ、ヌートリア 小動物捕獲器による捕獲を実施している。</p> <p>(オ) カラス カラス檻による捕獲と併せて、状況に応じて花火等による追い払い、銃器による捕獲を実施している。</p> <p>ウ 処理方法 捕獲鳥獣は、原則として焼却処分を実施している。</p>	
<p>防護柵の設置等に関する取組 (被害地管理)</p>	<p>ア 防護柵の設置(イノシシ、ニホンジカ対策) 農家組合等が設置する電気柵等の防護柵に対し、支援を行っている。(国庫補助事業、市単独事業)</p> <p>イ 追い払いの実施(ニホンザル対策) 鳥獣被害対策実施隊及び地域住民らによってロケット花火等による追い払いを行っている。</p>	<p>①防護柵が適切に設置されていないことによる侵入や、河川等から侵入されるケースが見受けられることから、適切な設置・維持管理方法の普及が必要である。</p> <p>②集落外周に一体的に設置した防護柵の効果を維持するためには、設置後の集落内での点検・維持管理体制の確立が必要である。</p> <p>③集落内において、特定の人のみでニホンザルの追い払いやその他の被害対策を行っている場合が多く、集落ぐるみでの防除対策に取り組む体制の確立が必要である。</p>

(5) 今後の取組方針

共通事項	<p>近年、販売用農作物の被害金額及び被害面積は急速に減少しつつあるものの、イノシシ、アナグマ、アライグマ、ヌートリア、ニホンジカ、ツキノワグマ等の目撃情報や被害は広域化しており、調査には表れない自家消費作物の被害や生活環境被害は根強く、さらに対策を強化していく必要がある。</p> <p>こうした中で、阿蘇海を挟んで南北に広がる宮津市の地形的条件、猟友会の捕獲班員の高齢化等を考慮し、捕獲班員の育成を図るとともに、持続性ある捕獲体制を整備するため、将来的には銃猟免許の取得者の増加も視野に入れ、各集落における農家のわな猟免許の取得を促進し、捕獲業務の受託団体である(一社)京都府猟友会宮津支部猟友会と集落との連携を密にした捕獲体制を確立する。</p> <p>鳥獣被害対策技能研修会を農家、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会の構成団体等を対象に開催し、野生鳥獣に対する正しい知識・情報を普及啓発するとともに、鳥獣被害対策に関する専門的な知識や技能の向上を図り、捕獲班員の確保・育成に努める。</p> <p>防護柵の適切な設置・維持管理や集落・農地での不要残渣・放置果樹の除去等の被害防止対策の普及啓発を図り、ハード・ソフトの両面から総合的な被害防止対策に取り組んでいく。</p>
イノシシ	<p><u>箱わなの購入及び農家組合への貸与</u>を継続実施し、箱わな未設置による被害個所の解消等を図るとともに、既存の箱わなについては、市及び猟友会等が連携して、箱わな管理フォローアップ活動を展開し、巡回によるイノシシ箱わなの適正配置の徹底など、効果的な捕獲対策を実施する。</p> <p>また、防護柵についても未設置個所や更新への対策を引き続き講じる。</p> <p>さらに、できる限り個人・数名のグループによる設置方法から集落の農地全体を電気柵又は金網柵等の防護柵で囲う集落ぐるみの取組みを普及促進し、効果的な防除対策を推進する。</p>
ニホンジカ	<p>ニホンジカが出没する地域とその被害は、従来は市南部地区のみの限定的なものであったが、近年生息範囲が急速に拡大し、ニホンジカの個体数の増加が推定されることから、できる限り個体数の増加及び生息範囲の拡大を防ぐため、被害地区におけるくくりわな、囲いわな等の設置による捕獲対策を実施する。</p> <p>また、防除対策については、主に市北部地域へのニホンジカ対策用の防護柵の普及・啓発のほか、これまで設置していたイノシシ対策用の防護柵をニホンジカ対策も兼ねた防護柵に機能向上することへの支援を行っていく。</p>

ニホンザル	<p>農作物の残渣等、誘因物の除去について集落に指導や啓発を図る。</p> <p>防除対策については、鳥獣被害対策実施隊員による銃器での追い払いを実施するとともに、集落が実施するロケット花火等による追い払いを普及促進し、集落ぐるみの防除対策を実施する。</p> <p>また、被害の大きい集落に設置しているサル用複合防護柵について、他集落への普及啓発を図る。</p> <p>捕獲については、これまでの追い払い作業の一環として実施している銃器及び箱わなによる捕獲を実施するとともに、伊根町と共同でのニホンザル宮津A群の個体数管理を継続して実施し、捕獲対策の強化を図る。</p>
ツキノワグマ	<p>集落内での目撃情報が年々増加し、農業被害の拡大に加え人身被害発生の可能性が高まっていることから、集落内の不要果樹等の誘引物の除去について指導や啓発を図る。</p> <p>府の第一種特定鳥獣保護計画に基づき、出没状況に応じた箱わな（ドラム檻）による被害防止捕獲、平成29年度から新たに導入された予察捕獲の実施等により捕獲を行う。</p> <p>また、被害の大きい集落にモデル的な取組みとして、クマ用複合防護柵を設置し効果を検証するとともに、他集落への普及啓発を図る。</p>
アナグマ	<p>宮津市のほぼ全域で野菜の食害、畑の掘り起こし被害、軒下への侵入被害が発生しているため、アナグマの侵入口を塞ぐなど、自己防衛策の普及・啓発を行うとともに、小動物用捕獲檻による被害防止捕獲を引き続き行っていく。</p>
アライグマ	<p>生息範囲が年々拡大し、近年、農業被害に加え家屋への侵入被害が多発しているため、アライグマ侵入口を塞ぐなど、自己防衛策の普及・啓発を行うとともに、小動物用捕獲檻による被害防止捕獲を引き続き行っていく。</p>
ヌートリア	<p>生息範囲が年々拡大し、宮津市全域の河川を中心に行動し田畑に被害を及ぼしている。</p> <p>防護柵の設置や住処になりやすい耕作放棄地の草刈り等、対処普及・啓発を行うとともに、小動物用捕獲檻による被害防止捕獲を引き続き行っていく。</p>
カラス	<p>宮津市全域で被害情報があり、特に市南部地域に果樹被害を及ぼしている。</p> <p>被害が多発している地域においては、カラス捕獲檻の設置による個体数調整及び銃器による捕獲を実施していく。</p>

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲体制については、これまでどおり委託契約に基づき、猟友会による捕獲班を編成するものとし、捕獲業務量の増加や捕獲班員の高齢化等に対応し、各集落の農家による狩猟免許取得促進のため、狩猟免許事前講習会の受講費に対する支援を行い捕獲班員の確保に努めるとともに、集落との連携を密にした捕獲体制を確立する。

また、農家、宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会の構成団体等を対象に鳥獣被害対策技能研修会を開催し、鳥獣被害対策に関する専門的な知識や技能の向上を図り、捕獲班員の確保・育成に努める。

このほか、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年12月21日法律第134号）第9条の規定による鳥獣被害対策実施隊を編成し、捕獲体制の強化を図る。

(2) その他捕獲に関する取組

対象鳥獣	取組内容
イノシシ	(令和2年度～令和4年度) ・銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲の実施 ・既設の捕獲檻の管理フォローアップ活動
ニホンジカ	(令和2年度～令和4年度) ・銃器及び箱わな、くくりわな、囲いわなの設置による捕獲の実施 ・近隣猟友会と連携した広域捕獲の実施
ニホンザル	(令和2年度～令和4年度) ・銃器及び箱わな、くくりわなによる捕獲の実施 ・伊根町と共同での大型捕獲檻による個体数調整の実施
ツキノワグマ	(令和2年度～令和4年度) ・箱わな（ドラム檻）による捕獲の実施 ・予察捕獲の実施
アナグマ	(令和2年度～令和4年度) ・小動物捕獲器の導入による捕獲の推進
アライグマ	(令和2年度～令和4年度) ・小動物捕獲器の導入による捕獲の推進
ヌートリア	(令和2年度～令和4年度) ・小動物捕獲器の導入による捕獲の推進
カラス	(令和2年度～令和4年度) ・カラス捕獲檻及び銃器による捕獲の実施

(3)対象鳥獣の捕獲計画

(ア)捕獲計画数等の設定の考え方

イノシシ	<p>有害鳥獣の捕獲数は年度毎に変動があるが、農業被害及び出没が継続していることから、今後も箱わな及びくくりわなの積極的な導入や、鳥獣被害対策実施隊等による広域捕獲の定期的な実施により 750 頭を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 611 頭 平成 27 年度 878 頭 平成 28 年度 751 頭 平成 29 年度 459 頭 平成 30 年度 614 頭</p>
ニホンジカ	<p>以前には目撃情報の少なかった市北部地域でも目撃が増加し、生息範囲が拡大していることから、ニホンジカの個体数が増加していると考えられるため、くくりわなの積極的な導入や、実施隊等による広域捕獲の定期的な実施により、350頭を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 70 頭 平成 27 年度 251 頭 平成 28 年度 272 頭 平成 29 年度 329 頭 平成 30 年度 340 頭</p>
ニホンザル	<p>箱わなによる捕獲と併せて、鳥獣被害対策実施隊の銃器による捕獲を考慮しつつ、府の第 2 種特定鳥獣管理計画に基づき、宮津 A 群の個体数調整を継続して実施する。</p> <p>また、ハナレザル等による悪質な被害については、「箱わな」及び「鳥獣被害対策実施隊が実施する銃器」による被害防止捕獲を必要な範囲で行うものとし、捕獲目標は定めない。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 29 頭 平成 27 年度 31 頭 平成 28 年度 13 頭 平成 29 年度 11 頭 平成 30 年度 9 頭</p>
ツキノワグマ	<p>ツキノワグマの捕獲については、府の第一種特定鳥獣保護計画に基づいて実施する必要があるため、捕獲計画数は設定しない。</p> <p>ただし、以前に比べ集落内等への出没が増加していることから、個体数が急増していると推定できるため、出没状況に応じ捕獲対策を継続して実施する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 11 頭 平成 27 年度 13 頭 平成 28 年度 25 頭 平成 29 年度 19 頭 平成 30 年度 20 頭</p>

アナグマ	<p>農業被害及び住宅地での生活環境被害が恒常化していることから、小動物捕獲檻での捕獲を考慮し、50 頭を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 22 頭 平成 27 年度 36 頭 平成 28 年度 53 頭 平成 29 年度 18 頭 平成 30 年度 36 頭</p>
アライグマ	<p>捕獲数は平成 22 年度をピークに減少傾向にあるが、農業被害及び住宅地での目撃情報が急速に増加していることから生息数の増加が考えられるため、小動物捕獲檻での捕獲の実施及び年度毎に捕獲数の変動があることを考慮し、20 頭を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 2 頭 平成 27 年度 7 頭 平成 28 年度 20 頭 平成 29 年度 2 頭 平成 30 年度 8 頭</p>
ヌートリア	<p>捕獲数は平成 22 年度をピークに減少傾向にあるが、生息域の拡大による生息数の増加が考えられるため、小動物捕獲檻での捕獲の実施及び年度により捕獲数の変動があることを考慮し 20 頭を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 14 頭 平成 27 年度 10 頭 平成 28 年度 21 頭 平成 29 年度 9 頭 平成 30 年度 6 頭</p>
カラス	<p>農業被害の拡大・広域化及び目撃羽数の増加から個体数が増加していると推定できること及びカラス檻及び銃器による捕獲数の増加を考慮し、100 羽を設定する。</p> <p>◆参考 平成 26 年度 2 羽 平成 27 年度 4 羽 平成 28 年度 137 羽 平成 29 年度 67 羽 平成 30 年度 0 羽</p>

(イ)捕獲計画数等

対象鳥獣	捕獲計画数等			
	平成30年度実績	令和2年度計画	令和3年度計画	令和4年度計画
イノシシ	614 頭	750 頭	750 頭	750 頭
ニホンジカ	340	350	350	350
ニホンザル	9	個体数調整計画で定める		
ツキノワグマ	20	—	—	—
アナグマ	36	50	50	50
アライグマ	8	20	20	20
ヌートリア	6	20	20	20
カラス	0	100	100	100

(ウ)捕獲等の取組内容

イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:市内全域 ・捕獲の実施予定時期:通年 ・捕獲手段:銃器及び箱わな、くくりわな 鳥獣被害対策実施隊及び近隣猟友会と連携した広域捕獲
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:市内全域 ・捕獲の実施予定時期:通年 ・捕獲手段:銃器及び箱わな、くくりわな、囲いわな 鳥獣被害対策実施隊及び近隣猟友会と連携した広域捕獲
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:養老地区、日ヶ谷地区 ・捕獲の実施予定時期:第二種特定鳥獣管理計画に配慮しながら、通年において被害発生状況に応じて、捕獲を実施する。 ・捕獲手段:鳥獣被害対策実施隊による銃器及び箱わな、くくりわな、大型捕獲檻
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:市内全域 ・捕獲の実施予定時期:第一種特定鳥獣保護計画に配慮しながら、主に夏期から秋期に被害発生状況に応じて、被害防止捕獲を実施する。 ・捕獲手段:箱わな(ドラム檻)
アナグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:市内全域 ・捕獲の実施予定時期:通年 ・捕獲手段:小動物捕獲檻
アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所:市内全域 ・捕獲の実施予定時期:通年 ・捕獲手段:小動物捕獲檻

ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所：市内全域 ・捕獲の実施予定時期：通年 ・捕獲手段：小動物捕獲檻
カラス	<ul style="list-style-type: none"> ・捕獲予定場所：市内全域 ・捕獲の実施予定時期：主に被害が多い春から秋にかけて、被害発生状況に応じて、捕獲を実施する。 ・捕獲手段：カラス捕獲檻及び銃器

(4)許可権限委譲事項

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第9条第1項の規定による、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的で行う、鳥獣の捕獲等の許可事務等のうちイノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アライグマ、ヌートリア、カラス等については、地方自治法第 252 条の 17 の2第1項及び京都府の事務処理の特例に関する条例に基づき、宮津市に既に事務委任されており、事務執行において、支障等がないことから、当該事務委任により継続して実施するものとする。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容			
	防除施設種類	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
イノシシ	電気柵・金網柵・複合柵等	5 km	5 km	5 km
ニホンジカ				
ニホンザル				
ツキノワグマ				

(2) その他被害防止に関する取組

対象鳥獣	取組内容
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・防護柵の適切な設置・維持管理方法の普及啓発 ・集落、農地の不要残渣・放任果樹等の除去の普及啓発 ・緩衝帯（バッファゾーン）の整備 ・被害防止のための説明会
イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの防護柵の設置（集落の農地全体を囲う取組み）に対する普及促進（集落ごとに協議・検討会）
ニホンジカ	<ul style="list-style-type: none"> ・集落ぐるみの防護柵の設置（集落の農地全体を囲う取組み）に対する普及促進（集落ごとに協議・検討会）
ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> ・銃器及びロケット花火による追い払いの実施 ・宮津A群の行動圏調査の実施 ・不要果樹撤去の推進
ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・不要果樹撤去の推進

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・各関係機関との情報共有、総合調整、住民等への注意喚起等を実施する。
宮津警察	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急パトロール及び住民等への安全確保、注意喚起等を実施する。 ・警察官職務執行法第4条による避難等の命令及び措置
京都府	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没等の緊急時には、必要に応じて現地確認等を実施し、猟友会への捕獲依頼を行う。 ・捕獲許可を行う。
(一社)京都府猟友会宮津支部 猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・クマ出没等の緊急時には、必要に応じて現地パトロール及び各関係機関との協議により緊急的な捕獲を実施する。

(2) 緊急時の連絡体制

緊急事態が発生した場合は、宮津市、宮津警察、京都府、猟友会で速やかに情報共有を行い、状況に応じて現地巡回及び広注意喚起、捕獲等の緊急対応を実施する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

現場から搬出し有害鳥獣処理（減容化）施設で処理することを基本とし、ジビエ利用が可能な個体については市内の民間ジビエ加工処理施設に搬入する。
搬出が困難な個体は現地で適切に埋設処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

被害防止捕獲のイノシシ、シカを市内の民間ジビエ加工施設に搬入し、食肉やペットフードの素材として有効利用する仕組みづくりを進める。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）被害防止対策協議会

名称	宮津市野生鳥獣被害対策運営協議会
構成団体等	役割
宮津市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合窓口、総合調整を行う。 ・ 事務局を置く。
宮津地方森林組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が実施する施行区域や林業者等からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、山林における野生鳥獣被害の情報提供を行う。 ・ バッファゾーンの整備及び整備後の管理に対する指導・助言を行う。
(一社)京都府猟友会宮津支部猟友会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟に関する知識・経験を生かし、農家組合等に対する野生鳥獣被害防止対策の指導・助言を行う。 ・ くくりわなの効果的な設置研修会の開催など新規の狩猟免許取得者の育成を行う。 ・ 狩猟期間における捕獲鳥獣の情報提供を行う。
京都農業協同組合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農家組合や農家からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。 ・ 野生鳥獣被害防止資材等の購入者に対し、効果的な資材及び設置方法等について適切な助言を行う。
宮津市農業委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員協力員から、野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。
農家組合長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落・地域の農家等からの野生鳥獣被害状況の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。 ・ 集落が一体となった野生鳥獣被害防止対策に取り組む体制づくりに努める。
京都府緑の指導員(学識経験者)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟者等からの野生鳥獣被害状況等の情報を収集し、農地における野生鳥獣被害の情報提供を行う。

宮津警察署	・対象鳥獣による住民の生命身体又は財産に係る被害が発生する場合の安全確保対策及び猟具の適正な使用等について捕獲班員へ指導・助言を行う。
京都府（丹後地域野生鳥獣被害対策チーム）	・先進的な野生鳥獣被害防止対策の取組み、近隣市町の状況など広域的な視点から情報提供を行う。 ・野生鳥獣被害現場における技術指導・助言を行う。
京都府農業共済組合丹後支所	・共済加入者からの野生鳥獣被害の状況等の情報提供を行う。 ・組合が共済加入者等への支援事業として実施する水稲被害防止事業については、本協議会との連携のもと実施する。
上世屋獣肉店	・ジビエ利用に関する情報を収集し、情報提供及び助言を行う。

（２）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
なし	

（３）鳥獣被害対策実施隊に関する事項

実施隊員の増員等による体制の強化や、定期的な追い払い及び捕獲の実施、被害防除技術の普及指導等の取組みを継続して実施する。

（４）その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

９．その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

特になし。